

地域包括ケアシステム 構築に向けた提言

平成26年1月31日

愛知県知事 大村秀章様

あいちの地域包括ケアを考える懇談会
座長 棚木充明

提言にあたって

本県の75歳以上人口は、平成24年で72万人であるが、団塊の世代が75歳以上となる平成37年には、45万人増えて117万人になると見込まれている。75歳以上になると医療や介護の必要度が急速に高まると言われているが、現在は75歳以上がおよそ10人に1人のところ、平成37年になると実に6人に1人という状況になる。

また、ひとり暮らし高齢者や認知症患者についても大幅に増加することが見込まれており、これからの中高齢化の影響は、これまで世界でも経験のない、社会や私たちの生活を変質させかねない規模のものと推測されている。

一方、高齢になり医療や介護等が必要な状態になっても、適切なサービスを利用して、尊厳を保持しながら、自立した日常生活を送ることは、すべての県民に共通する願いである。少子高齢化が進行する中で、この願いを実現するには、地域において医療、介護、予防、生活支援サービス、住まいを切れ目なく一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築が急務となる。

こうした状況を受け、平成24年5月に設置された当懇談会では、本県の現状、課題、今後の取組の方向性等について、医療・介護・福祉従事者、行政、住民等、さまざまな視点を交えながら検討を行ってきた。

本日、その審議結果を別添のとおり提言としてとりまとめたところであります、そのポイント等は次のとおりである。

提言のポイント

- 1 今後、高齢者に必要なニーズを公的な支援や保険制度のみで賄うことは困難であり、**自助、互助を含め地域全体で支え合う形のシステム**としなければならない。医療、介護、予防、生活支援、住まいを内容とする地域包括ケアシステムの構築は、まさにまちづくり、**地域づくり**そのものであり、そうした観点を持って取組を進めていく必要がある。
- 2 本県の75歳以上人口は、全国を上回るペースで増加するものと予測されており、地域包括ケアシステムの構築に**一刻も早く着手する必要**がある。今、取り組まなければ、将来、救急医療体制や社会保障制度を支えきれなくなる。
- 3 本県は、**都市部から山間部まで地域差が大きい**という特徴がある。地域包括ケアシステムの構築は、**社会資源や高齢化等、それぞれの地域の状況に合った形でつくり上げていく**ことが重要である。
- 4 また、地域包括ケアシステムは、住民のために構築するものであり、住民が利用するためのものである。**住民の参加を得て構築するとともに、地域包括ケアシステムについての普及啓発を行う**ことが求められる。
- 5 地域包括ケアシステムの構築は市町村が主体となるが、**県がモデル事業を実施するなどしてしっかりと支援していく**必要がある。提言では有効と思われる事業の概要についてもまとめたところである。

懇談会から特に求めること

1. 県は、提言の実現に向けて、システム構築の主体となる市町村や医師会を始めとする関係者に広く周知を図られたい。

提言では、地域包括ケアシステムを構築しなければならない必要性のほか、目指すべき姿や課題と方策、構築の進め方、関係者の役割などを示している。

地域包括ケアシステムは、関係者が認識を共有し、一体となって取り組んでいく必要があり、この提言はその基礎となり得るものである。

2. 県は、地域包括ケアにかかる専門職などの関係者がそれぞれ主体としての役割を果たし、お互いに連携した取組が進められるよう努められたい。

地域包括ケアシステムは、行政だけでは構築できず、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、介護事業所、社会福祉協議会、N P O、民生委員等、関係者が連携し、主体的に取り組む必要がある。関係者にあってもこの提言を真摯に受け止め、地域包括ケアシステムの構築にご尽力いただくことを望む。

3. 県は、地域包括ケアシステム構築に係る市町村の取組を促進するため、その先導的なモデルとなる事業を実施されたい。

提言では4つのモデルを提示したが、市町村の取組を先導するため、モデル事業によりそれを実証するとともに、地域医療再生基金を活用した在宅医療連携拠点推進事業と合わせ、全医療圏でいざれかの事業が始まることで、取組が県内全域に広まっていく。

また、モデル事業の実施状況等について分析、検証を行い、市町村始め広く一般に提示することが必要である。モデル事業の実施によって何がどう変わったのか、また実施してどういう課題があったかということは、他の市町村が取組を進める上での貴重な先例になる。